

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 7 年 2 月 1 7 日

全国健康保険協会広島支部
支部長 松原 真児

1 企画競争に付する事項

令和 7 年度 被保険者に対する特定保健指導業務委託（継続的支援）

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4,5,6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) プライバシーマーク、ISO/IEC27001,JISQ27001 のいずれかを取得している者であること。また、作業場所において、ISO9001 認証を取得していること。あるいは、これに準ずる事業者独自のものを定めていること。
- (10) 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 1 6 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成 2 5 年厚生労働省告示第 9 2 号）第 2 「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。また、受託業務の一部を再委託する場合には、協会支部の指定する様式により申請を行い、事前に承認を得ること。
- (11) 高確法及びその他関係法令を遵守し、「手引き」「標準プログラム」に則って特定保健

指導を実施できること。

- (12) 特定保健指導の取り組み状況等に応じて受診勧奨すべき対象に対し、「標準プログラム」に則って、適切に受診勧奨を実施できること。
- (13) 遠隔保健指導を実施する場合は、「遠隔保健指導実施通知」及び「遠隔保健指導実施手引き」に則って実施できること。
また、特定保健指導業務において、LINE 等の SNS（ソーシャルネットワークサービス）を用いる場合は、情報提供などの広報業務等、“公表されている情報”に限ったものとする。
- (14) 契約締結日から起算して、前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前 6 ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。
- (15) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。
- (16) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。
- (17) 社会保険に関する実績が良好であること。
- (18) 特定保健指導の結果については、協会支部が指定する仕様に従い、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データを作成し、電子データを格納したファイルを収録した電子媒体（CD-R）によって提出が可能であること。
- (19) 個人情報の管理は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等関連法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底していること。
- (20) 保健指導機関番号を取得していること。
- (21) 継続的支援の実施方法の 1 つにメール支援が含まれていること。
- (22) 特定保健指導継続的支援業務を令和 5 年度までに概ね 3 年以上実施していること。また令和 5 年度までの特定保健指導実績が毎年度 5,000 人（実人数）以上であること。
- (23) 受託機関は、仕様書及び「全国健康保険協会管掌健康保険被保険者に対する特定保健指導業務委託事務処理要領（継続的支援）」に定める業務に係る利用者本人の自己負担を求めないこと。
- (24) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可を受けられないときは、履行期間等の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。

3 契約候補者の選定

企画競争説明書に付属の仕様書に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者を一者選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 令和7年2月17日(月)～令和7年3月7日(金) 平日のみ
午前8時30分～午後5時15分
- (2) 場所 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 担当：鬼塚
TEL：082-568-1011（音声案内後「2」→「4」）
FAX：082-568-1130

5 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 令和7年3月4日(火) 午前10時まで
- (3) 回 答 令和7年3月5日(水) 午後3時までにTELかFAXにて行う。

6 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和7年3月7日(金) 17時15分
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)もしくは郵送(必着)とする。

7 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

8 その他

詳細は、企画競争説明書または仕様書による。

【本件担当、連絡先】

住所：広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
担当：保健グループ 揚村
電話：082-568-1011（音声案内後「2」→「2」）
FAX：082-568-1130